

生食輸発0411第1号
平成29年4月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産、中国産及びバングラデシュ産クミンの種子のプロフェノホス)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号により通知したところ
です。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正
され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知を下記のとおり改
正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨
物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていないものについて
は、輸入者に対し、別紙1に示す書面により通知し、当該基準の改正内容につい
て説明するよう申し上げます。

記

1. 別添1のインドの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
クミンの種 子及びその 加工品（簡 易な加工に 限る。）		プロフ ェノホ ス	別表1 の3に よること。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成 分である物質の試験 法について」による こと。	基準値 (0.05ppm) を超えるプロフェ ノホスが検出され るおそれがあるた め。

を削除し、

2. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
クミンの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）		プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

3. 別添1のバングラデシュの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
クミンの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）		プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。

を削除する。